

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県小田原市中町三丁目14番20号

氏 名 株式会社平沼商店

（法人にあつては
名称及び代表者
の氏名） 代表取締役 平沼 臣安

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 平成 28年 12月 9日
(初回許可年月日 昭和 49年 11月 27日)
許可の有効年月日 平成 33年 10月 31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破砕、選別）

(2) 産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

ア 破砕に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず

イ 選別に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず

※ 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

平成28年12月 9日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

許可内容提示用

複写およびその他の目的使用は無効とします

株式会社 平沼商店



神奈川県

2. 事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所及び施設の規模等は次に限る。

(1) 中間処分を行う場所及び中間処分に係る保管場所

神奈川県小田原市寿町5丁目20番1号 (1169.05m²)

(2) 中間処理施設

ア 破碎施設

設置年月日 平成16年5月11日

処理能力

- ・ 廃プラスチック類 4.36t/日 (8時間)
- ・ 紙くず 3.08t/日 (8時間)
- ・ 木くず 3.15t/日 (8時間)
- ・ 金属くず 3.08t/日 (8時間)
- ・ 混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず) 4.48t/日 (8時間)

イ 機械選別施設

設置年月日 平成16年5月11日

処理能力

- ・ 廃プラスチック類 2.29t/日 (8時間)
- ・ 紙くず 3.43t/日 (8時間)
- ・ 木くず 9.14t/日 (8時間)
- ・ 金属くず 16.0t/日 (8時間)
- ・ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 16.0t/日 (8時間)

(3) 保管施設

ア 受入廃棄物の保管施設

- ・ 混合廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず)
保管面積 20m² 最大保管量 20m³
- ・ 混合廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず)
保管面積 54m² 最大保管量 54m³ 高さ 2m

イ 処理後の廃棄物の保管施設

- ・ 廃プラスチック類 保管面積 6.84m² 最大保管量 8.2m³
- ・ 紙くず 保管面積 6.84m² 最大保管量 8.2m³
- ・ 木くず 保管面積 6.84m² 最大保管量 8.2m³
- ・ 金属くず 保管面積 5.07m² 最大保管量 2.2m³
- ・ 金属くず 保管面積 12.48m² 最大保管量 12.48m³
- ・ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 保管面積 7.28m² 最大保管量 8m³